

JI 監督委員会第2回会合

2006年3月8日、10-11日 ドイツ・ボン

検討事項 (“Proposed and annotations” 要約)

(原文は[こちら](#))

2006年3月7日

文責 信岡洋子

JI監督委員会検討事項の概要

第1回の会合に引き続き、JI PDD の利用ガイドラインや前回合意された作業計画にある独立組織の信任にかかる基準や手続き、ベースライン設定やモニタリングに関する指針、早期実施 JI プロジェクトなどが議論される予定。

1. JI PDD

JIのPDD項目(フォーム)は前回合意し、その利用ガイドラインを事務局に準備するよう要請していた。今次会合では事務局が準備したガイドライン案 ([Annex1](#)) を検討し、会合後JI PDD項目とともにパブリックインプットを募集する。さらに吸収源JI用に別個のPDDを開発すべきかどうかについてもパブリックインプットを募集する。

2. 作業計画

前回合意した作業計画 ([第1回Meeting Report Annex3](#)) にあったように各種事項を検討する。

(1) 独立組織(independent entity)の信任 (accredit) について：前回の会合の議論をもとに、事務局は CDM での経験を踏まえ独立組織の信任手続き案*を用意した。これらについて検討する。

*[Annex 4](#) と [Annex5](#) を参照。

[Annex4](#) は「JISCによる独立組織の信任手続き」案で、CDMによる運営機関の信任手続き ([第7回CDM理事会Meeting Report Annex2](#)) と構成・中身ともほぼ同じ。なお、CDMでの運営機関はあくまでCDM理事会では暫定的な信任で、公式にはCOP/MOPの決定が必要なのに対し、JIでの独立組織の信任はJISCで決定されCOP/MOPの決定は必要としない。[Annex5](#) は「JISCによる独立組織信任のための制度設立にかかるオプション」(“Options for institutional set-up for accrediting independent entities by the Joint Implementation Supervisory Committee”) で、CDMのDOE信任手続きでJIに生かせる点、とりわけ、CDM-AP (CDM信任パネル) と Assessment Team がJIにどう適用できるかオプションを提示している。

(2) ベースライン設定・モニタリングに関する指針について：[COP/MOPのJIの指針に関する決定書Appendix B](#)に規定する指針に対して、第2回会合に先立ってパブリックインプットの募集がかけられていた。これらインプットを検討する。

(3) 早期実施 JI プロジェクトの扱いについて、メンバーが用意したディスカッションペーパーをもとに検討する。

2. その他

2006-2007年のJI監督委員会の運営計画及び予算計画の事務局案を話し合う。

以上